

令和2年度 第3回鳥取市男女共同参画審議会 議事概要

開催日時 令和2年8月21日(金) 10:00~12:00

開催場所 鳥取市役所本庁舎6階第4会議室

出席者【委員】米澤洋子会長、中嶋大地副会長、谷口尚子委員、周藤明美委員、
宮脇浩介委員、徳田純子委員、山崎久美子委員、土橋周美委員、
中井みずほ委員、嶋田耕一委員、藤田浩二委員、田中忠義委員、
福田克彦委員、三谷浩子委員

【事務局】(人権政策局) 武田局長

(男女共同参画課) 池上課長、山根課長補佐、山内主任

(男女共同参画センター) 安本所長

(経済雇用戦略課) 中村次長、保木本係長

欠席者【委員】田中幸子委員

1 開会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 会長および副会長の選出

6 議題

(1) 第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定スケジュール(8月6日現在)
について [資料1]

(2) 第2回鳥取市男女共同参画審議会(7月7日開催)後の修正点について
[資料2]

(3) 第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン(素案)について [資料3]

7 その他

8 閉会

- (事務局) 議題 (1) 「第 4 次鳥取市男女共同参画かがやきプラン策定スケジュール」
(2) 「第 2 回鳥取市男女共同参画審議会後の修正点について」説明

(会長)

委員の皆さんが丁寧に資料を読んでいただき、多岐に渡るご意見が提案されておりました。それに対して、事務局として、必要な追加の記述や今後の対応の仕方について提示していただきました。今の説明を受けて何か質問やご意見がありましたら頂戴したいと思います。よろしいでしょうか。では、議題 (3) の協議事項のほうに移らせていただきたいと思います。そうしますと、素案のプランの体系を一覧表にまとめていただいておりますので、これを基にして、事務局の説明を受けたいと思います。では、事務局よろしくお願ひします。

- (事務局) 議題 (3) 「第 4 次鳥取市男女共同参画かがやきプラン (素案) について
(テーマ 1 目標 1・2)」について説明

(会長)

今、目標 1 に関わることをまとめて説明していただきました。何かご質問意見等ございますか。特に重点項目に挙げてある、メディアリテラシーの向上のところは具体的なことを書いていただけてますが、これが今、非常に問題になっています。SNS の書き込みが炎上したりというようなことが、社会問題に繋がってきていることも、多いわけです。歯止めのきかないような書き込み等もあり大きな問題になっていて、SNS 上に書き込んだ人物が特定できるような方法を速やかに整理するというような、国の動きも起きている段階になっています。そういう危機感を持ったところで、小中学校の生徒、若い世代に対して、何か特段の取り組みをしてということになる。当然、国の方が整理されればそれに準じて、各自治体でもなさると思うんですけども、これは学校教育課、生涯学習・スポーツ課等の主要事業と直結するところがあるんじゃないかと思うんです。PTA に対しての指導が生涯学習・スポーツ課の事業に入りますよね。それから、学校の職員研修ということも、学校教育課が行ったりすると思います。そういったところで皆さんのご意見はありますか。また市民対象のストリートミーティングについてですが、例えば具体的に今まで実施内容を教えていただくと、皆さんが理解しやすいと思うんですが、説明ができる範囲でいいので事務局お願ひします。

(事務局)

ストリートミーティングは、様々なテーマで若い世代と市長との意見交換を行っています。例えば、移住定住の問題をテーマに、若い世代や大学生の方と市長が意見交換をして、

若い世代の人たちがどのような考えを持っているかなど伺いながら、市長の思いを伝えるなど。テーマ自体は自由で、様々なテーマで行っていますので、会長がおっしゃった、例えばメディアリテラシーの問題といった社会で大きな問題となっているようなことをテーマに挙げるというのも、担当課と相談をしながらしていただけるのではないかと考えています。

(会長)

よくテレビで大学生と市長との話し合いがあったというようなニュースが年に1回ぐらい報道されたりしますので、見聞きされたことがあると思います。そういったことが、どの程度このテーマに沿ったものを仕組んでいただけるかということになると思います。他にご意見よろしいでしょうか。

(委員)

若い世代に向けた啓発の促進という中に、「討議」をしたり「アンケートを実施」したりというのが非常に抽象的に感じる。もちろん、PTAの研修を利用させていただくことは重要な事ですが、実際にはどこまで、男女共同参画に対しての思いを保護者の皆さんに伝えられるのか。本気で取り組まないといけない。ただ単にアンケートを取ったりとただだけでは、なかなか、難しいのではないかと。特に小中学生の保護者は、当然子育てもあり、いろいろな問題を抱えておられるわけですね。そういう中での本当の気持ちが出てくればいいんですが。素案を見ていると、通り一遍の内容みたいな感じがします。

(会長)

一般的な研修については、今までも随分きちんとしてきていると思うけれども、具体的に起きている問題に直結するような中身の研修というのがなかなかできにくい状態があるのかなと私自身は思っています。例えば、十代の、性に関する問題。(正しい理解がなく)非常に痛ましい問題が起きている。また、児童虐待であるとか、家族間のDVの問題であるとか、どういことを守っていくことが大事なのかという、全体啓発と部分啓発に当たるようなところが、なかなか取り上げにくいのだろうと思います。私の経験上では、スマホの使い方とか、各学校のPTAの研修でそういうことはやっていらっしゃるんだけど、案外功を奏していないという問題があって、プランに挙げたからいいではなくて、どんどん進めていただかないと、この重点項目の実施にはならないと思っています。生涯各期にわたってこの男女の人権を尊重し合うといいうことは、いろんな世代で問題が起きているので、このところは重点的に学校教育課だけではなく、関連した各課と取り組みしているものを精査していただいて、こういうメディアに対する(課題について)路線が引けましたということが、提示されるぐらいになると嬉しいかなと思います。今の説明を受けた項目のところのご意見は、ここで切って次の説明を受けてよろしいでしょうか。次の「テーマ2目標3」

の説明をお願いします。

(事務局) 議題 (3) 「第 4 次鳥取市男女共同参画かがやきプラン (素案) について
(テーマ 2 目標 3・4)」について説明

(会長)

説明をいただきましたけれども、特に商工会や企業の関係者との連携についてもたくさん出てきましたが、何かご意見をいただけませんかでしょうか。

(委員)

これは本当にいいことだと思います。ただ、これは商工会議所の、どこに要請しているのかわからないのですが。各部会でセミナーも開催しますが、改めて男女共同参画については、どこが担当しているのか。

(事務局)

商工会議所の事務局にお願いしています。

(委員)

(商工会議所の) 事務局から部会の方に話がこないとなかなか前に進まない。事務局だけではちょっと難しいかなという気はしています。あとは、企業代表は私だけですので、皆さんと意見は違うんですが、ワークライフバランスもいいですが、今はワークの方が重要になっています。(働く)人が少なくなっていく時代になりまして、このままでは企業がもたない。その中でどうワークライフバランスをとるかということが大変かなと思っています。ワークライフバランスが崩れてきてるんですね。どうしても、ワークの方が崩れてる。ライフの方はいいんですけど。これから先、ちょっとまたここ 1 年くらいはまた違う方策をとった方がいいような気はします。少し言葉が足りないかもしれませんが。

(会長)

まさにこの、コロナの問題で社会生活全体が大きな打撃を受けて、予測不可能な現象がいっぱい起きてきている。だから、今までの働き方改革や、男女の雇用の均等といったようなことを、表面だけをなぞっていてもいけない。今のこのコロナの感染が問題になってからの社会は一変しているから、今まで言っていた働き方改革の内容、(例えば)フレックスタイムの導入や有効な休暇の取得といったような、これまでオーソドックな働く路線、生活の路線というものとのかみ合いが全然できなくなってきた。今一番、働く中で問題があるのは、職場を失っていく人を救済しないと生活ができないということが、国民の大きな課題にな

っています。そうするとむしろ、働き方の改革っていう固定概念を破って行って、新しい職場の創設、新しい働き方の確立ということがより一層求められているのではないかと考えます。全国でも取り上げられたが、旅館業の人たちが農業に実習生が来れない中で、手が足りないところでお互いに職を渡り歩いて、専門職ではなくても自分たちの生活を守っていく、そういう働き方の新しい活路を見出していくようなことがありました。また、コロナでマスクが足りないっていうときに、異業種からマスク産業に切り替えた。しかし、機械を買って、大量生産しようかと取り組んだけれど、今度は、だぶついてしまってどうするんだろうかってことになってきたりだとか。このコロナのことで、いろんなことが右往左往して大きな問題を引き起こしてきてる。そうすると、商工会議所の働き方のセミナーだと言っても今まで通りのセミナーをやっても何の効果もないという意見が出てきても仕方がない。

また第一次産業である農業について。農地が非常に安く手放されているようなことがある。後継者がいないから買ってくれる人がいたら手放して、そのお金で老後の生活をしようと、こういう人が増えてきているというような話を聞く。

ワークライフバランスという大義名分で、今までやってきた経済社会の問題は、それは人間としての基本として追い求めたいけれども、今この急場を乗り切っていくということに対しては、点滴を打つように即効があるものでないと、いけないんじゃないかなと思います。そのあたり、すぐ政策だとか、プランだとかにはならないにしても、市民の声として、政策担当者がいらっしゃるところに声を届けておいていただくということに効果があるかなと思います。皆さんのご意見等頂戴したいと思います。

(委員)

別にこれを、(今すぐ効果がない)駄目だというわけではないんです。確かにいいと思いますけども、ただこの直近は難しいのではないかと。直近は大変かなということをお願いがために言っただけで、内容はこれでいいと思います。

(会長)

オーソドックスな社会経済を作っていく中で、今まで考えてきたことは基本として外すことはできないけれど、今このコロナ禍で社会生活が変化してきている中では、多くの識者も挙げていますが、ウィズコロナの対策をしないといけない。だからそういう視点が、どこかに入っていて、今後のプランとして繋がっていくようなものはないのだろうかと思います。皆さんどうでしょうか。

(委員)

今の件とは関係ないですけども、目標3のテーマ③「男性の家事・育児・介護への参画促進」について。これは重点項目と書いてあるんですが、右欄の具体的な取り組みを見ると、休暇の取得促進という取組になっています。市の男性職員は、たくさんいるのだから、家庭

の中で、家事の分担をこうしましたとか、例えばうちの家庭では子育てをこういうふうに、奥さんと分担しましたであるとか報告してもらおうなど、そういう踏み込んだ事をやらないと、休みを取りましたというだけで、問題解決するのでしょうか。

(事務局)

このテーマは確かに重点項目となっています。右欄の具体的な取り組みには、市職員の働き方の改革や休暇の制度のことを書いていますが、これは特定事業主行動計画に記載してあります。なぜ市の職員への取り組みについてのみ具体的に記載があるのかというような思いを受け取られる方はあるかと思いますが、やはり市として、この男女共同参画かがやきプランを進めていく中で、この男性の家事育児介護への参画というところについて、市の方で範を示すというか、こういった取り組みが大事であるということを皆さんに周知をしていく立場であるという意味で、ここに挙げさせていただいております。これも休暇取得や時間外の縮減というような内容になっておりますが、実際にはそれだけではなく、ほかにもこの特定事業主行動計画の中で、なぜこれが必要かということも、職員に理解してもらいながら実行することで、家事への参画や、親の介護であるとかそういうことにも、市職員としてしっかりやらなきゃいけないということを職員に指導していくという意味もあり、進めていくものです。そのように理解をしていただけたらと思います。

(委員)

それは十分わかりますけども、具体的にここに、市の男性職員がこういう家事育児介護について積極的に参画します、というようなものを入れてもらえば、職員の方も、本気で取り組むのではないのでしょうか。最終的には、その結果を全職員に報告してもらおうと。そういう具体性がないと、このプラン自体が計画ができない気がします。

(委員)

ただいまの意見についての関連です。この目標 3 のテーマ②「ライフステージに応じた子育て」と、それから重点項目であるテーマ③「男性の家事・育児・介護への参画促進」について。具体的な取り組みとして市職員、市役所という 1 事業所での取り組み内容しか載っていないので、非常にプランとしての違和感を感じました。先ほど事務局の説明、これは市役所みずからがやることによって、範を示すんだという、それは理解できましたけれども、大きな鳥取市のプランとしての取り組みの中に、1 事業所である鳥取市の特定事業主行動計画の取り組みを載せるのはどうかと思います。ここは、市役所も率先して取り組み、それを各事業所に発展させるための PR をしますという内容であって、このプランに、成果指標や休暇の取得率がいくらであるとか、そういったことまで載せる必要がないのではないかと思います。ここだけやけに細かい部分があって、プラン全体としてのバランスが欠けているのではないかと思います。

(会長)

それについて皆さん、いかがでしょうか。

(委員)

ただいまのご意見はごもっともですし、その意見をもう少し進めれば、あんまりこんなに細かく載せなくても、率先して取組んでいますということで、市のその取組を明記して、その結果、ご意見のあったように、その取組の成果、職員の意識がどう変わったか、さらにどんなことをしたかという事例を発表するというのを成果にすればいいのではないかと思います。多分若い人はされてる人がいると思いますよ。専業主婦の家事を年収に見合わせると確か 450 万円位といった説もあった。その時に、共働きの女性の家事に対しての収益はいくらかというと、450 万円とそんなに変わらない、350 万円から 400 万円位。つまり、共働きの女性は、その分かき上げになるんですが、国は専業主婦の方の家事労働の方ばかり言いますが、男性も女性も両方働いているなら家事労働はそれぞれ 200 万円ずつになると。それを目標に、ぜひ成果として市の職員に発表して欲しいと思います。

(会長)

要するに、市の職員についての項目が増えれば増える程、安定した給料をもらって生活して、また取りやすい環境のところばかりでは、「世の中の経済をまわしている」、「自分の働きがそのまま生活に跳ね返ってくる」ような環境で働いている人からすると、反発と嫌みにしか考えられないということになる。ただ、何も目標がない中で改革してくださいと言ったところで(民間は)実施し難い。そのため働き方改革として、特定事業主になっている公的機関は、その範を示しなさいということがある。それは忠実に守ってるのかなと思いますが、その辺は、議論の出し方の度合いということにもなるかと思います。それから、先ほどおっしゃられたように、家事労働、家事育児といった生活に関わる仕事を賃金に換算すると、GDP 国民総生産の 1%以上を占める収益になっているということはずっと言われてきて、こういったようなところが増えることはあっても変わることはない。それだけその生活を支える家事に関わることは重要な仕事なんだという認識を広めていただくということは、むしろこういったプランでは大切になってくるのではないか。このコロナ禍で、「リモート」と盛んに言われています。テレビの討論で実際にリモートで仕事している家庭を見てみると、夫婦が一日中子どもと家にいたときに、「イライラしてきてストレスを抱えて仕事にならない」、「三食食べさせなきゃいけない中で落ち着いてリモートでの仕事ができるのか」というようなことがありました。今まで、保育園に行っていた子どもが、お父さんがいるからうれしくて、まわりついて仕事にならない、ストレスから思わず子どもに手を出してしまったとか。特別な人がしてるのではなくて、そういった生活というのも現に起きている。だから、家事育児を平等にやりましょうということ一つとってみても、今の時代に起こ

ってきている問題は、職場だけの問題ではなくて、他人から介入されない家庭の中で起きている問題が非常に多い。男女共同参画の基本は、そういったところから発生してきていることなんです。だからご意見があったように、そういったあらゆる場面で、男性の家事育児参加を、リモートであっても、職場に通う生活であっても、どこまで、どういうところまでやったのかと。これは市民一般の範として、また、頑張った報告として、そういったものを1年の間にレポートとして出てくると、非常に市民の啓発にはなってくるのかなと思います。皆さんいかがですか。

(委員)

テーマ③の右欄の具体的な取組みとして、「市女性職員の管理職への登用促進」がありますが、この項目は、テーマ④「企業における女性の領域拡大と管理職への登用の促進」の方になるのではないかと思います。

(事務局)

先ほどのご意見と、また市の特定事業主行動計画の取組みの内容についてです。取組内容として、男性の育児介護に入れるのではなく、女性の管理職登用であるなら企業と銘打ってあるけれど、市職員の女性管理職登用促進もそこに入れてはどうかというご意見かと思います。ここの全体的な表現の仕方も含めて考えたいと思います。

(会長)

事務局検討をお願いします。次に移ります。「目標 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶」について、事務局説明をお願いします。

(事務局) 議題 (3) 「第 4 次鳥取市男女共同参画かがやきプラン (素案) について
(テーマ 3 目標 5・6)」について説明

(会長)

今説明を受けましたが、これにつきましてご意見をお願いします。

(委員)

目標 5 のテーマ②「暴力の防止に向けた地域、団体、行政、関係機関の連携強化」について。具体的な取り組みが小中学校との連携強化しかない。大きなこういった地域団体と関係機関との連携強化という割には、取り組みが一つしかないというのは、少ないのではないかと思います。もう少し、連携強化するような取り組みを考えられたらと思います。

(事務局)

今回、このプランを作るに当たって、項目の整理をさせていただきました。また、具体的

な取り組みも沢山やれば良いというものではなくて、ちゃんと重点を絞ってやるべきだというご意見もいただいています。確かに小中学校との連携強化以外にも、やれることはあるかと思います。ただ、スタートの取り組みとして、ここ入れさせていただいて、重点的な取り組みの方に力を入れていきたいと考えています。その中で、先ほど申しましたように5年間の間に、毎年審議会の委員の皆様には、取り組み状況などについても報告させていただきながら進めていきますので、この項目に関して、新たな取り組みを入れていけるようなことも考えながら検討していきたいと思っています。

(会長)

ご指摘のあった小中学校との連携強化だけでは、年代的に的の当て方がどうかと思います。以前の話ですが、受験や進路指導の体制ばかりで、高校生の性教育についてなど、人間として確立していくための教育ができていないということが非常に問題になりました。外国の機関から指摘があって、日本の教育は、義務教育の制度やその進学といったシステムは素晴らしいけれども、人間として育てていく教育ができていない。何が一番できていないかという、人権教育と金銭教育と性教育だという指摘がありました。その中で、それを勉強させる年代をどこに当てようかと検討した。そして高校生に「いつの日か親になるあなたのために」という啓発冊子を作って、全県下の高校生に教育をするというような取り組みをした時期あります。まさに、この部分です。小中学校で性教育を1年間に1時間ずつ勉強するというカリキュラムの中で、何かお願いできるかということではなくて、むしろ小学生の頃は、親に性教育についての考え方をきっちり勉強してもらって、親子が対等な、人間としての話し合いができるような関係性を作っていく。中学生になると、思春期に向けての問題がいろいろあり、そういうものに焦点化したような教育を行う。教育というのは、1度に大きな固まりを与えるものではなく、段階的に吸収させたい、理解してもらいたいということが必要です。ですので、小中学校との連携だけでは、文言不足で、一番ターゲットにしていきたいのは思春期を迎えた青年である、高校生です。大学生になると、なかなかこちらから手が届かないので、高校生はやはり入れといた方がいいかなと思います。今のことに対してご意見ありませんか。

(委員)

この小中学校との連携が一つだけ上がっているだけで他にないというのが、5年間を見通した中で、プランになるのかどうかという、その部分だろうなというふうに聞かせていただきました。だとすると、この左欄の目標、「暴力の防止に向けた、地域団体、行政、関係機関の連携強化」という、非常に大きな大風呂敷が広がっているにもかかわらず、右欄の具体的な取り組みが、個々具体になってしまっている。大風呂敷はいいけれども、それならそれなりにこちらも具体すぎない方がいいのかなというふうに思います。小中との連携であれば、PTAの連携もあれば、地域との連携も、確かにあり得ますが、その辺りをもう少し文言的に

考えた方が良い。先ほど、いろいろな方から意見が出てる中に、(内容が)網羅されていくではないかというふうに感じました。

(会長)

この目標 5 のこの項目は、ここで即答できる問題ではないので、一番基幹になるような理念を伝えていく項目でもあるということで、この部分については再検討していただいて、特に、表現の仕方について、左右の欄の範疇が違わないようにしておくことも一つと思いますので、事務局で検討していただきたいと思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(会長)

その他ございますか。

(委員)

目標 6「被害者に対する支援の推進」の、①「被害者が安心して相談できる体制づくり」についてですが、この中に「県婦人相談所などと連携を図り」とありますが、子育て支援をする中で、サークルや子育て支援団体の方に対し、親御さんやお母さんから相談があったりします。相談についての専門的な知識は、私たちは持っていないので、どのように返答すればいいのかとか、また、こういう相談を持ち掛けられた時に、そのことを関係機関に伝えたほうがいいのか、それとも伝えなくてもいいのかということも判断できない。そういうところでも、相談窓口があるというところを知ってもらえればいいなと思います。また、相談がきたときに、こういう対応があればいいのではないかと、何かアドバイスをいただけるようなことがあると嬉しいなと思います。相談される方は、この程度で相談に行っていんだらうかと、行政の相談窓口はちょっとハードルが高く感じています。なので、とりあえず近くにいる人に相談してみようっていう方も結構いらっしゃると思います。何か連携というかそういった形があったらいいのではないかと思います。

(会長)

行政の窓口ではいきなり相談に行きにくいという現実は確かにあります。身近な人に相談して、「そのことは、ここに聞いてみよう」だとか、「聞いておいてあげる」「今度は一緒に窓口に行ってみよう」といったような、滑らかなスロープで対応ができるシステムが欲しいということで受け取らしていただきました。相談体制については、「行政の窓口があります」で終わりではなくて、気軽にお悩み相談みたいを受けれるような、スロープの緩やかな、窓口の広い相談体制が求められているということです。それから、県の婦人相談所との連携

を図らないと最終的に保護などの対応はできないことは承知しています。また一時保護など、親子でしばらく生活ができる場所というのは、まだまだ充実していないと思います。そういう身近な相談で、避難できるところが充実してくるということが、問題を軽いうちに拾って解決する一つの方策にはなると思いますので、この相談体制については、もう少し細かくみていただきたいと思います。

また全国民の一人一律 10 万円の給付の時に住民票を移してないので、夫の方にお金が全部振り込まれてしまって、避難している親子の方には貰えないという中で、何とか給付金を貰いたいと手続きしていたら、行政の不手際で避難してる場所が分かってしまって、連れて帰られてというようなニュースがありました。これは非常に大事な、人権に関わるシステム、守れるシステムがないといけないってことを言っているんだらうと思ういます。その点で、やはり今の意見も大事に拾っていただきたいと思います。この項目は以上でよろしいでしょうか。では事務局、次の説明をお願いします。

(事務局) 議題 (3) 「第 4 次鳥取市男女共同参画かがやきプラン (素案) について
(テーマ 4 目標 7・8・9)」について説明

(会長)

ありがとうございました。目標 7.8 についてご意見をちょうだいできたらと思います。

(委員)

前回の審議会の時にこの項目で、子どもの表記入れた方がいいのではないかという、ご意見があって、冒頭に意見を反映して子どもの表記を入れたという説明を受けました。

反対に 3 次計画には、ひとり親の関係の記載がありましたが、ひとり親の関係について、今回の 4 次計画には、なぜ表記されないのですか。子どもの支援自体もちろんあるけれど、結局、ひとり親家庭をまず支援をしないと子どもの成長にも影響があるという部分もあったりしますし。3 次計画に盛り込まれていたもので、その部分は引き続き残してもいいのではないかと思います。

(会長)

送付された資料の中の回答にも、生活困難者、ひとり親家庭という表記でなくて、生活困難者については、落としてはいけないのではないかという意見があったと思います。事務局その辺りについて説明をお願いします。

(事務局)

会長が言われた通り最初に修正のところで、まず項目として「高齢者・障がい者・子ども等への支援」というところを、「高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等への支援」とい

う表現に、取組み概要も変更させていただきました。また、ご意見がありましたように具体的に右欄の内容部分に、ひとり親家庭の内容が入ってきていないのですが、ひとり親家庭の問題については取組まないということではなく、実際には「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」の中で、しっかりと反映されているようなことになっていまして、このプランに記載をするかしないかについては、表現として入れるかどうかという事になるのではないかと考えています。ただ取組みとしては、実際にはそちらの計画の中で、しっかりと取組むようになっています。

(委員)

実際の計画ができ上がった時にはひとり親の対策というのは、引き続き取り組んでいくというのは表記されるような形になるということですね。タイトルだけだと、例えば、「等」の中に入っていますっていう、非常に行政的な言い回しに思ってしまうのですが、重要なのはこう取り組んでますというのが、そのあとに書いてあることが大切だと思います。そこについて書くような形になると。これまでの記載を残すっていう形なのか、新たに見直して入れるのか、というような整理があれば問題はないのではないかとと思います。

(会長)

今の意見について、もう少し皆さんの意見を拾いたいと思います。この今の社会の現状において、離婚率も非常に高くなっていて、ひとり親家庭が増えてきている、ましてこういった経済社会が急変する中で、非常に困窮している人、特にシングルマザーが生活に追いやられていることを嫌というほど報道もされています。こういう急場な今だからではなくて、もともと、そういった家庭の生活基盤というものの保証や援助をきちんととしていく体制自体が不十分だということところが、特に今、コロナによって職を失い、行き場を失っていく中で、ますます厳しい状況が露呈しているという事だと思っています。そのことに対して、皆さんの意見をいただいて、事務局が整理しやすいように、意見まとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

今のお話と少し関連しますが、最初に説明いただきました、当日配布資料の目標 7 について。左欄の具体的な取組み「妊産婦等の支援ニーズに応じた、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」とあって、対象は女性を意味してるんですけど、内容の中には、母子保健相談等が入っていて、この辺はいわゆるひとり親家庭を対象にしているのではないかと。母子だけでなく、ひとり親だったら福祉もあるし、母子に限定するというのも、どうか。ただ左欄の具体的な取組みが、「妊産婦等の支援」から始まっているので、対象は女性だけのようにも思います。この辺の表現の仕方、もう少し検討していただければと思います。

(会長)

そうですね。それと、やはり左欄にある項目の中に、生活困窮者とかひとり親家庭という言葉を入れないでいいのかということが、先のご指摘で、具体的な取り組みを色々書くよりも、そういう大事な項目を落とさずに入れて、構想の中でイメージを作っていくことは大事なことではないかと思いますが、皆さんいかがですか。

(委員)

そうですね。我々は、審議会を何回か重ねて意見を聞いて、具体的な案を見ているので分かりますが、これが完成した時に初めて見られる方はこういう議論の経過を知らずに、見られると思いますので、そこも審議会の内容をはっきりと文字にさせていただいた方がわかりやすいと思います。

(委員)

私も、3次計画に載っていたものを、内容としては落としてないけど言葉として残さないというのは、見る人からすると、完全に落としてると判断されると思います。今日の議論で、審議会委員は「こういう理由で入ってる」ということは分かりますけども、計画だけを見た人は、表記から外しているから、これはひとり親家庭の支援については考えてないんだというふうに見ると思います。ですからやはりこれは残すべきだと思います。

(会長)

そうすると、その文言について、①「高齢者・障がい者・子ども等への支援」に入れるか、新たに②として書き起こすか、再度今の意見を踏まえながら、事務局で検討していただくということで良いかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(会長)

事務局としては、5年間の計画の中で、強弱つけて取組む優先順位をつけられるのですが、この項目は決して落としてはいけない、重要な表記であるということで、入れていただくということをお願いしたいと思います。その他よろしいでしょうか。本当はもっと今の労働問題で、専門家の意見もいただきましたところですけど、また後で、意見をいただくことも出てくるかと思いますが、その時はよろしくをお願いしたいと思います。ほかに皆さんよろしいですか

(委員)

11 ページ第 4 章「プランの基本的な考え方」について。この素案を見たときに、まず「1 基本理念」があり、「2 各分野における目標」が続く。そこで各分野とは何か。今までどこにも分野という言葉が出てきてない。ですから、各分野が自分の中では分かっている、すると目標 1 と続くので、各分野というのは青で囲っている目標のことなのかなというふうに思ったんです。第 2 回の審議会の資料を見ると、4 つのテーマと 9 つの目標と書いてある。だとすると丁寧に、1 に基本理念、2 にプランの体系と、そしてその中に 4 つのテーマと 9 つの目標を設定しましたというように明記して、3 に各テーマにおける目標といった書きの方が、初めて見た人も理解し入りやすいのではないかと思います。

(会長)

第 3 次プランの時に体系という枠組みがはっきり一目でわかるようになっている中で、各分野という言葉が突然出てきて分かりにくいというご指摘だったと思います。表記の仕方について、事務局どうでしょうか。

(事務局)

修正をさせていただきたいと思います。

(会長)

確かに、体系というものに、トーンが違った言葉が出てくると違和感がありますので、そこをよろしく願います。ありがとうございます。素案についての審議というのは、終わったこととなります。次に 7 のその他に移ってよろしいでしょうか。事務局願います。

(事務局)

本日は皆様からたくさん意見や提案をいただきました。これをもとにプランの素案について修正をさせていただきたいと思います。その修正する内容についてですが、冒頭説明させていただいたとおり 9 月の下旬から、1 か月間パブリックコメントをさせていただき、そこで意見をいただきたいと思います。本日の審議会でもいただいた意見についての修正は、事務局の方で責任を持ってさせていただきたいと思います。審議会を改めて開いてということが本来であるとは思いますが、修正したものについては最終的には会長に見ていただいて、決定させていただけたらと思っていますが、いかがでしょうか。

(会長)

皆さんにお願いとしましては、パブリックコメントで皆さんの意見を拾いあげたいと思います。限られた期間ですし、またコロナのこともあって何回も会議をするという事もでき

にくいという問題もありますので、パブリックコメントを活用していただきたい。事務局が今日の会を経て審議した内容をまた、関係している部署と協議して整理されたものが、パブリックコメントとして資料が出されますので、そこを必ず見ていただいて、意見を事務局の方に届けていただくということをお願いさせていただきたいと思います。今日もたくさんの意見をいただき、今回の審議会も私自身たくさん学ばせていただきまして、本当に皆さんの活発な意見をいただきましてありがとうございました。ご苦労様でした。